

國學院大學学術情報リポジトリ

法学部におけるFAの取組み（フェロー〔専門型TA〕制度）の活動報告：令和5年度の取組み

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-17 キーワード (Ja): 法学部フェロー制度, 学修支援, アンケート分析 キーワード (En): Faculty of Law Fellow System, Learning Support, Questionnaire Analysis 作成者: 川村, 尚子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001485

法学部におけるFAの取組み（フェロー〔専門型TA〕制度） の活動報告

—令和5年度の取組み—

川村 尚子

【要 旨】

法学部では、平成26年度から「学部学修支援事業」の一環として予算補助を受けて、個別的学修支援を行う専門型TA（以下「フェロー」）制度を導入し、学生の自律的な時間外学修を支援してきた。この間に、とりわけパンデミックの影響のもと、フェロー制度を存続させるための新たな取組み（オンライン面談やフェロー講座）が開始された。対面授業に全面的に移行してからもこうしたコロナ禍での取組みを継続することで、個別的な学修支援を行うとともに、学生のアカデミックスキルの向上にも努めてきた。令和5年度も基本的にはこの新体制を継続し実行した。本稿では、フェロー制度の目的や仕組み紹介したのち、現在の利用状況について、利用者アンケートおよびフェロー講座アンケート2023年などをベースに分析・検討を行った。令和5年度の取組みは、特に総利用者数が901名にまで達したことから、全体としてみれば成功したといえることができる。

【キーワード】

法学部フェロー制度、学修支援、アンケート分析

1. はじめに

法学部では、平成26年度から、「学部学修支援事業」の一環として予算補助を受けて、個別的学修支援を行う専門型TA（以下「フェロー」）制度を導入し、学生の自律的な時間外学修を支援してきた。フェロー制度は、今年で11年目を迎えたが、この間に、パンデミック等の影響も受け、紆余曲折を経ながらも、法学部における重要な学修支援制度として定着し、継続されてきたといえる。令和5年度も、コロナ禍での試行錯誤のうえ実施されたオンライン面談を継続し、また他方でフェローによる特別講座を開講するなどして、大規模講義における知識・情報の伝授の補助だけでなく、学生のアカデミックスキルの向上に向けた取組みも引き続き行ってきた。本稿では、まず、こうしたフェロー制度の仕組みや運用状況について紹介したのち、学生の利用アンケートなどをもとに現在の利用状況を分析し、最後にフェロー制度の今後の展望について検討することとする。

2. 法学部フェロー制度とは？

（1）フェロー制度の目的

法学部のなかでも、特に法学および法律学の基礎的科目においては、大規模講義が行われることが多い。大規模講義においては、教員が学生に伝えるべき情報を効率的に伝達す

ることができるという利点がある。知識の提供を主たる目的とした場合には、授業規模が授業の進行や成果などに大きな影響を与えることは少ないかもしれない。

しかし他方で、法律学においては、ルールに関する知識の修得に加え、法を適用し、問題の解決策を提示するという法律学特有の技術修得を通じて、リーガルマインドを獲得することが大きな目的とされている。こうした批判的思考や法的三段論法を用いた法律学特有の思考・表現様式を身に着け、問題解決能力を涵養するという法律学の目的を果たすには、授業の規模は決定的な影響を及ぼす。また、法学部では、法曹三者、士業、公務員、一般企業といった学生の将来の進路希望の違いにより、授業への取組みの態度、理解度および達成度にも大きな違いがでてきやすい。大規模講義では、こうしたリーガルマインドの獲得に向けた実践的な問題解決のための訓練（具体的には事例問題の答案の作成など）や、個々の学生のニーズに応じた、きめ細やかな学修指導を行うのが人的資源の観点から非常に困難であるという側面がある。

このため、法学部では、学生が大規模講義で伝達された情報をより実質的に修得することを可能にするために、学生の自律的学修を支援するための制度としてフェロー制度を開始した。すなわち、フェロー制度は、ポスト・ドクターやオーバー・ドクターに該当する者を採用し、「準教員」と位置付けたうえで、上述した大規模講義では対応しきれない技術修得や個別の学生の事情に応じた授業での理解を、フェローの専門的な個別指導によって補完し、個々の学生にとって適切な学修状況を確保することにある。具体的には、講義を通じた知識提供を補完するだけでなく、文献資料の読解、レポート課題の執筆などの基本的なアカデミックスキルの修得、および答案作成を通じた法律学特有の技能の修得をフォローアップし、学生の技能の涵養を支援することも目的としている。

（２）フェローの業務内容

以上の目的を達成するために、フェローには、次の２つの業務を依頼している。１つは、学生への学修支援であり、もう１つは担当教員の教育開発支援である。

まず、前者の学修支援は、学生が授業内容やレポート・課題等について理解できないことや、学生自身の目的や関心に基づく学修について指導することを主な内容としている。その際、フェローは、フェロー室またはオンラインにて学生に対する指導を行っている。

学生から授業内容に関する質問を受けた場合には、フェローには、単純なものであれば必要な範囲で回答するように指示している。しかし、つまずきの原因が学生の理解不足にあると判断した場合には、単に回答をするだけでなく、学生の調べ方や理解を促進するような指導計画を積極的に提示するようにお願いしている。特に、学修プロセスを体験することも学生にとっては大きな学びとなるため、場合によっては、学生と一緒に教科書を参照するなどしながら、どのように解答に辿り着くかをデモンストレーションするようにお願いしている。なお、講義の課題や期末試験の内容が事前に提示されている場合には、解答をそのまま与えることがないようにするために、「課題等連絡書」を通じて教員

との連携を図るようにしている。この他、フェローには、基本的には、講義内容や法律学・政治学に関わらない事項について回答する必要はない旨伝えているが、司法試験合格者や法科大学院出身のフェローも在籍していることから、法曹関係志望の学生に対しては、合格への勉強法などの進路相談も受けるよう求めている。

また、学修支援の対象者は、法学部生に限っていない。他学部生であっても法律系科目を履修することがある。このため、とりわけPCAP（全学共通実践的キャリア開発プログラム）、公務員試験講座、シチズンシップ（市民的教養科目）の受講生（法学部以外の学部学生、大学院生を含む）も学修支援の対象者として想定している。

次に、後者の担当教員の教育開発支援は、基本的には担当教員から依頼された業務への対応を内容とする。業務の依頼は「業務依頼書」を通じて行われる。担当教員がフェローに依頼することができる業務には、レポート課題の形式面のチェック（①提出部数・氏名等必要事項の記載の有無・字数の確認、②注形式や引用形式、誤字・脱字などの形式的事項の確認、③剽窃行為の有無の確認）だけでなく、教員が作成した評価基準に基づくレポート内容の添削・評価や、教員が作成した答案基準に基づく小テストの採点のほか、大規模授業における教員の補助などが含まれる。但し、定期試験の採点、成績評価に関わるレポートの採点・評価または成績評価の一部となる平常点に関わる授業態度の採点・評価などの業務を依頼することはできないものとしている。

この他、令和4年度からフェローによる特別講座を開催しており、答案作成方法などについての講座を担当してもらっている。令和4年度の実績が好評であったため、令和5年度および令和6年度も引き続きフェロー講座を開催した。フェロー講座の詳細については後述する。

なお、以上の業務を遂行するに当たり、フェローには学生の個人情報の取り扱いやハラスメントに対する注意や理解も求めている。

（3）フェローの採用・勤務状況

法学部のフェロー制度は、上述の通り、専門的な知識を有する学修支援スタッフであるフェローによる個別指導を学生に提供することを内容とする。具体的には、大学院博士課程修了者または法科大学院修了者およびそれと同等の能力を有する者をフェローとして雇用し、主として教員の指示に基づいて講義中に行われる小テストやレポートの採点・添削等の講義補助のほか、学生の質問対応や学生の要望に応じた個別指導などの業務を行っている。とりわけ、法律学は各分野の専門性が高いことから、できる限り幅広い分野をカバーするために、令和5年度は、政治学2名、刑事法2名、民事法2名、行政法1名、国際法1名のほか、憲法と行政法の両方を担当できる者2名を採用した。

フェローは、現在、月曜日から金曜日まで、各曜日2名ずつの10名体制で配置している。原則として、午前10時から午後6時まで（休憩の1時間を含む）フェロー室（百周年記念館地下1階）で勤務し、担当教員からの要請がある場合には、教員とともに教室で授業補

助業務に当たることができる。新型コロナ禍におけるオンライン面談の経験も踏まえ、対面面談と合わせてオンライン面談（Zoom）も同時に実施することで、より学生のニーズに応えることができるような体制をとった。また、フェローの実施期間は、授業期間とテスト期間である。

（４）学生による利用の手順

令和５年度も、令和４年度と同様に、学生は、フェロー室での対面面談とZoomによるオンライン面談のいずれかを選択することができるようにした。フェローの面談を受けるに当たっては、原則として、事前にMicrosoft 365の「Forms」を通して面談予約をすることを求めている。また、Formsの面談予約のページでは、ファイルの添付機能も付けており、学生がレポートなどのデータをあらかじめフェローに送信することができるようになっている。これによって、より面談をスムーズに進めることができるように工夫している。なお、オンライン面談については、フェローから学生に対して、面談の時間、ZoomのURL、ID・パスワード等をメールで送信する必要があるため、予約を必須としているが、対面面談については、当日の予約状況次第で、フェローが可能であれば、事前予約なしの面談も受け付け可とした。

また、学生が、オンラインでの面談予約の確定を、面談日当日の10時以降にならないと知ることができないという問題が指摘されていたが¹、この点について、まだ具体的な解決策を打ち出すことはできていない。これについては今後の課題である。

３．令和５年度のフェローの利用状況（アンケートの集計結果）

以下では、学生の利用者アンケートの集計結果を紹介しつつ、フェロー制度の利用状況とその成果について分析・検討する。もっとも、本年度は総利用者901名中、アンケートに回答した学生が256名のみであった。このため、分析結果からはある程度の傾向が見いだされるに留まることをあらかじめ注記しておく（アンケート結果は今後のフェロー制度の運用にとって重要な資料となるため、今後、フェローには、学生に対してアンケートへの回答を可能な限り行うように促していきたい）。

（１）利用状況

まず、以下の表１は、令和５年度のフェローの利用状況を示している。このうちの利用者数をみることで、学生によるフェロー制度の利用状況を知ることができる。各学期のはじめである４月と９月・１０月の利用者数は少ないものの、５月、１１月以降に利用者が増加している。このことから、学生は、授業の進捗に応じてフェロー制度を利用していることがうかがえる（なお、８月はフェロー制度の実施期間ではない）。また、６月および１２月の利用者数が増加した原因としては、「行政組織法」や「地方自治法」など、フェロー制

度を講義に組み込む手法を採用する授業が実施された結果であるとみることができる。この他、例年通り、テスト期間前の7月と1月に利用者数が伸びていることから、学生は学期末試験に向けた学修のために、効果的にフェロー制度を利用しているといえることができるだろう。

表 1

	4月				5月				6月				7月				8月				9月			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
月	3	2	2	0	4	6	6	0	4	60	63	1	3	9	12	2					1	0	0	0
火	3	1	1	0	4	3	3	8	4	45	45	9	3	1	1	6					1	0	0	0
水	3	4	4	0	4	18	18	1	4	57	57	1	3	18	18	4					1	0	0	0
木	3	4	4	2	3	7	7	0	5	59	59	0	3	10	11	3					1	2	2	0
金	3	4	4	1	3	6	6	0	5	50	51	3	3	18	23	4					1	2	2	2
計	15	15	15	3	18	40	40	9	22	271	275	14	15	56	65	19					5	4	4	2

	10月				11月				12月				1月				計			
	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数	回数	来談数		依頼業務数
		件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数			件数	人数	
月	4	1	1	0	3	11	11	0	4	75	75	2	2	44	45	2	28	208	215	7
火	5	6	6	4	3	7	7	6	3	38	38	5	2	16	16	4	28	117	117	42
水	4	3	3	0	4	8	8	0	3	40	41	1	2	15	15	0	28	163	164	7
木	4	3	3	0	4	10	10	0	3	58	58	1	2	30	30	0	28	183	184	6
金	4	2	2	0	3	14	15	0	4	64	69	2	2	47	49	0	28	207	221	12
計	21	15	15	4	17	50	51	6	17	275	281	11	10	152	155	6	140	878	901	74

総利用者数については、過去最高の利用者数をマークした平成29年度（944名）に次ぐ901名による利用があった。利用者のすべてがアンケートに回答したわけではないため、その要因は不確かな部分もあるが、おそらくその要因の1つとして、フェロー講座を開講したことが挙げられるように思われる。なお、アンケート回答者（256名）のうち233名がオンライン予約をしたうえで面談を受けており、当日予約なしで対面による面談を受けた者は23名であった。このことから、学生は概ねオンラインで予約をしてから面談をしていると推測され、オンライン予約の利用者のなかには、予約の仕方の改善を求める意見もいくつか見受けられたが、学生はオンライン予約にある程度適応しているとみることが可能であるようにも思われる。

この他、教員からの依頼業務数が74件に増加した（令和4年度47件）。前年度は、オン

ライン授業から対面授業への移行期にあり、フェローの活用の仕方に変更が生じたために一時的に利用が減ったものと考えられる。全面的に対面授業に移行し、各教員が対面授業に応じたフェローの利活用の仕方について検討する期間を経て、フェローへの業務依頼数が増えたものと推測される。こうした担当教員の授業補助としてフェロー制度が利用されることは、今後も奨励されるべきである。

(2) 利用者の内訳

表2

	1年生	2年生	3年生	4年生
法律専攻	16人	47人	129人	15人
法律専門職専攻	1人	4人	4人	5人
政治専攻	4人	1人	6人	3人
他学部	0人	1人	10人	9人

*無回答の者を除く。

表2は、専攻・学年別の利用者数の内訳を示したものである。利用者数をみると、所属学生数が最も多い法律専攻の学生による利用が最多となっている。特に、3年生の利用が多いが、これは、前述した高橋教授の「行政組織法」および「地方自治法」において、課題の提出にあたって必ずフェローの指導を受けるようにとの指導があったからだと考えられる²。また、どの専攻についても、1年生の利用者数が非常に少ない。法学部の試験に多い、事例問題への回答の仕方など、3年次の演習科目が始まる前に身に付けておくべき技能は多い。このため、1年生・2年生に向けてフェロー制度の周知をさらに徹底していく必要があるように思われる。さらに、特筆すべき点としては、法学部生以外の他学部生による利用が20名に及んでいることである。前述の通り、フェローによる学修支援は、法学部生に限らず、法律系科目を履修する他学部生も対象としている。フェロー制度を利用した他学部生の多くが「大変良い指導であった」と好評価している。こうした法律学を専門としない学生に対する学修支援も今後継続していくべきである。

(3) 利用目的

表3

利用目的	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
人数	14人	28人	194人	14人	3人	2人	1人

*無回答の者を除く。

表3は、利用者がどのような目的でフェロー制度を利用したかを示すものである。特に件数が多かったのは、目的③「講義の課題等について、担当教員からフェローの指導を受

けるよう指示があった」である。これは前述の高橋教授の授業を受けている者が回答したといえる。続いて多かったのが目的②「講義の課題等についての質問があった（担当教員の指示はない）」であり、さらに目的①「講義の内容についての質問があった」、目的④「ゼミの準備のためにアドバイスをもらいに来た」がこれに続く。その他には、目的⑤「授業とは直接関係しないが、法律学または政治学の学習方法についてアドバイスをもらいに来た」および目的⑥「授業とは直接関係しないが、法律学または政治学に関する学習内容についてアドバイスをもらいに来た（例：自分の弱点等）」と回答した学生は、それぞれ3人、2人であった。⑦はそれ例外の目的で利用した者である。

901名の利用があったにもかかわらず、アンケートへ回答した者が256名にとどまっているため、実際に、学生がどのような目的のためにフェローを利用していたかが明らかではない。しかし、アンケート回答者の多くが上述の高橋教授の講義の受講者であることから、アンケート未回答者の多くは③以外の目的で利用していたと推測される。アンケートからみられる若干の傾向から、おそらく②および①・④の目的で利用した者が多かったのではないかと予想される。そうだとすれば、大規模講義における理解の補助というフェロー制度本来の目的のめに、フェローが利用されているとみることができるだろう。

(4) 指導時間

表4

指導時間	5分未満	6～30分	31～45分	46～60分	61～90分	91分以上
人数	4人	164人	45人	26人	8人	7人

* 無回答の者を除く。

表4は、相談1件当たりの指導時間を集計したものである。フェローには、基本的には、学生1人につき、約30分を目途に相談を終えるように伝えている。このため、半数以上は30分以内で相談を終えている。しかし、残りの86人は30分以上の指導を受けており、特に1時間以上の指導を受けている学生が15人にも及んだことが分かる。以上から、次の面談の予約などが入っていないときには、学生はフェローからかなり丁寧な指導を受けることができていることが伺える。今後も、時間が許す範囲で、個々の学生のニーズに応じた指導を行っていくことが望ましい。

(5) 満足度

表5

満足度	大変良い指導であった	良い指導であった	普通
人数	206人	37人	6人

* 無回答者を除く

まず、フェローを利用したことによって、①問題が解決したと答えた学生は255人であり、残りの1人は「授業の内容への理解を深めると同時にその内容を現実適用させたらどうなるか議論できてとても充実しました」と回答していた。したがって、問題解決度は、アンケート回答者に限って言えば、ほぼ100%であったといえることができる。また、表5は、フェローを利用した学生の満足度を示すものであるが、「①大変良い指導であった」と「②良い指導であった」を選択した学生は、併せて243人であり、大変好評であったといえることができる。また、自由記述欄においても、「丁寧に指導してもらった」「わかりやすく教えてもらった」という内容の回答が複数みられたほか、「答えではなく、考え方を提示してもらえたから、答えを自分で導き出すことができた」などの回答もみられた。このことから、フェローによる丁寧な対応が学生の満足度に繋がっていることがうかがえる。

4. フェロー講座の実施

法学部では、令和4年度から、対面によるフェロー講座を開催した³。この講座は、コロナ禍におけるレポート課題の急増に伴う学生対応の一環として開催された、フェローによる「オンライン答案作成講座」⁴を前身としたものである。とりわけ法律学を専攻する学生として必要な技術である答案作成時における基本的な論理展開（法的三段論法）や、各個別法における基本的な考え方などについて説明する答案作成講座が人気を博したことから、令和5年度も同様にフェロー講座を開催することとした。

開催した講座は、下記の表6の通りである。

表6

講師	実施日	テーマ
山口達也先生	5月26日	近代西洋史—主権国家のあゆみ—
吉川潤先生	5月31日	“法曹（弁護士・検察官・裁判官）を目指す” 大学生生活の過ごし方
荻健瑠先生	6月13日	レポート・論文の書き方講座【政治学編】
山口達也先生	6月30日	答案作成講座【国際法編】
藤井智也先生	7月5日	答案作成講座【刑事法編】
山本和弘先生	7月13日	答案作成講座【憲法編】
牧野令先生	12月1日	答案作成講座【憲法編】
飯田森先生	12月4日	答案作成講座【行政法編】
イ・スミン先生	12月6日	政治学のための統計分析の第一歩（入門）
山口達也先生	12月8日	答案作成講座【国際法編】
西嶋浩規先生	12月11日	答案作成講座【刑事法編】
高木隆文先生	12月14日	答案作成講座【民事法編】

フェロー講座2023年度のアンケートでは、学生からの評判は概ね好評であったといえることができる。法学特有の論理展開（法的三論法）を用いた答案の作成方法については、1年前期の「民事法入門」、「刑事法入門」および「公法入門」の各入門科目においてレクチャーを行っている。特に、刑事法入門ではかなり実践的に答案を書く練習が行われているが、義務履修科目である「民事法入門」では学生に答案を書かせたうえでこれを添削することが人的資源の観点から困難な状況にある。また、同じ法律系科目といっても、分野の特性に応じて書き方に違いがでてくる（例えば、民事法では請求権ベースで答案を作成する点で、刑事法の答案の作法がそのままでは通用しないなど）。このため、期末試験に対応するにはほぼ必須の技能だといえるにもかかわらず、実際には、後期の専門科目の履修が本格的に開始するまで、学生は答案を作成する機会がほとんどない。この点で、答案作成講座は、学生が抱えている答案作成への不安にダイレクトに対応するものである。フェロー講座アンケートでも「非常に役立つと思う」という回答が多数みられたことから、学生にとって大変有意義なものであったと評価でき、次年度以降も継続していくことが望まれる。

5. 結びに代えて

以上、令和5年度のフェロー制度の仕組み・運用状況を確認したのち、現在の利用状況について、利用者アンケートおよびフェロー講座アンケート2023をもとに分析・検討を行ってきた。法学部では、コロナ禍での経験も踏まえ、オンライン面談やフェロー講座など、新たな試みを拡充してきたが、令和5年度もそれに倣った。オンライン予約の仕方などについて改善すべき点があるものの、こうした新たな取り組みや従来からの学修支援の仕組みは、いずれも総じて成功を収めていると評価することができるだろう。これはとりわけ総利用者数の増加という形にも表れている。法学部では、今後も学生の新たなニーズを発見し対応するなどして、個々の学生へのきめ細やかな学修支援を提供すべく、フェロー制度の維持・改善を図っていく所存である。

注

- 1 稲垣浩「10年目を迎えた法学部フェロー制度の取り組みと課題」國學院大學教育開発推進機構紀要第15号（2024）16頁。
- 2 高橋教授によるフェローを授業に組み込むという取り組みについてはすでに、高橋信行「法学部フェロー制度を利用したレポート課題について」國學院大學教育開発推進機構紀要第8号（2017）130頁以下で紹介されている。
- 3 フェロー講座の構想については、稲垣・前掲注（1）18頁以下を参照。
- 4 宮内靖彦「法学部フェロー制度のオンライン環境における有効性と成功への課題」教育開発推進機構紀要第13号（2022）96頁。

Report on the activities of the Faculty Advisor (Fellow System) in the Faculty of Law: Efforts in 2023

Naoko KAWAMURA

Abstract

Since 2014, the Faculty of Law at Kokugakuin University has been receiving budget subsidies as part of the Support Project for Undergraduate Learning, and has been introducing a specialized Teaching Assistant (fellow) system to provide individualised learning support, and has been supporting students' autonomous learning outside of class hours.

In the meantime, new initiatives (online interviews and lectures by fellows) were started to keep the Fellow system alive, especially under the influence of the pandemic.

By continuing with these initiatives during the coronavirus pandemic even after the transition to face-to-face classes, we have been able to provide individualised learning support and work to improve students' academic skills. In 2023, we continued to implement this new system.

In this report, after introducing the objectives and structure of the Fellow System, we analysed and examined the current usage situation based on things such as the user questionnaire and the fellow course questionnaire 2023. The efforts made in the 2023 academic year can be considered a success overall, especially as the total number of users reached to 901.

Keywords : *Faculty of Law Fellow System, Learning Support, Questionnaire Analysis*